宿毛市観光ガイドブック作製業務　仕様書

１　業務名
宿毛市観光ガイドブック作製業務

２　目　的
現在の宿毛市観光ガイドブックは、平成20年度に初版され、軽微な記載事項の変更を行いながら増刷してきたが、作製から10年以上が経過し、使用されている写真や記載内容等の情報が古いものとなってきている。
そこで、イメージやキャッチコピー、デジタル技術などを用いて豊かな自然や観光拠点施設等の観光資源をより魅力的に紹介し、手に取った方への来訪の動機づけとなるとともに、来訪者のニーズにも応えられるような新たな観光ガイドブックを作製することを目的とする。

３　委託期間
契約締結日から令和８年３月13日まで

４　業務内容
（１）業務内容
宿毛市の指示または協議により、宿毛市観光ガイドブックの企画、編集、制作（原稿データの作成、イラスト等の作成、写真撮影及び加工、取材、デザイン、レイアウト、編集、校正、翻訳、版下作成、印刷）を行う。

①宿毛市観光ガイドブック（日本語版）作製
②宿毛市観光ガイドブック（英 語 版）作製
③宿毛市観光ガイドブック（繁体字版）作製

（２）規格

品　名	規　格	数　量	備　考
観光ガイドブック 日本語版	B5　24P ライトスタッフ90㎏ 中綴じフルカラー	１０，０００冊	
観光ガイドブック 英語版	B5　24P ライトスタッフ90㎏ 中綴じフルカラー	２，０００冊	
観光ガイドブック 繁体字版	B5　24P ライトスタッフ90㎏ 中綴じフルカラー	２，０００冊	

※同等品以上を可とする。

（３）成果物
①印刷物
②日本語版及び外国語版それぞれの版下データ（以下の２種類）
Adobe Illustrator又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。
ア　再編集可能なデータ
イ　アウトライン化済みのデータ

③PDF ファイル
④ガイドブック作製に使用した写真・テキスト等のデータ

5　ガイドブックの内容
（１）本市の観光資源等を魅力的かつ分かりやすく紹介し、実際に本市に来訪したいと思えるようなもの。
（２）人物を効果的に配置し、手に取った方が本市を疑似体験できるようなもの。
（３）市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるよう表現等が工夫されたもの。
（４）情報発信ツールとして活用できるもので、本市への来訪の動機付けとなるもの。
（５）ユニバーサルデザインを取り入れ、老若男女、障がいの有無に関わらず誰にでも読みやすいもの。
（６）多言語への対応が可能となるもの。
（７）掲載内容
①観光スポット（自然、歴史文化、道の駅・まちの駅等の観光施設）
②体験型観光メニュー
③宿泊施設
④イベント
⑤食の魅力（推奨品・特産品・土産物等）
⑥防災情報（避難場所等）
⑦交通アクセス等の基本情報
⑧その他
※掲載内容については、発注者と受託者の協議の上、最終決定とする。

6　留意事項
（１）業務体制
①あらかじめ宿毛市と調整したスケジュールに基づき行うこと。
②本業務の遂行に十分な知識と経験を有する担当者又は協力者を確保すること。
③翻訳にあたっては、１名以上のネイティブチェックが行える体制を確保すること。
（２）個別事項
①文字原稿を含む全ての原稿（写真、地図、イラスト等）を作製すること。ただし、宿毛市が作製、提供するものは除く。
②編集・デザイン・レイアウトは宿毛市の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
③校正作業は、宿毛市が校了と判断するまで行うものとする。

7　特記事項
（１）ガイドブックの規格、デザイン及び掲載内容については、発注者と協議により決定するため企画提案による内容を変更する場合がある。
（２）本業務により作製されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む)、所有権等を宿毛市に譲渡すること。
（３）成果品の所有権は、受託者が宿毛市に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、宿毛市に移転するものとする。
（４）成果品は宿毛市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。
（５）本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、発注者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
（６）次年度以降における成果品から派生する掲載内容のリーフレット等の作製ついては、本業務受託者と随意契約により委託契約を締結する場合がある。
（７）この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。